

(案)

川崎町

過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

宮城県 柴田郡 川崎町

川崎町過疎地域持続的発展計画 目次

1 基本的事項 · · · · ·	1
(1) 川崎町の概況 · · · · ·	1
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 · · · · ·	1
② 川崎町における過疎の状況 · · · · ·	1
ア 人口等の動向 · · · · ·	1
イ これまでの過疎対策及び現在の課題と今後の見通し · · · · ·	1
③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的 発展の方向の概要 · · · · ·	2
(2) 人口及び産業の推移と動向 · · · · ·	2
① 人口の推移 · · · · ·	2
② 人口の見通し · · · · ·	3
③ 産業の動向 · · · · ·	4
(3) 行財政の状況 · · · · ·	4
① 行政の状況 · · · · ·	4
② 財政の状況 · · · · ·	4
③ 施設整備水準等の現況と動向 · · · · ·	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針 · · · · ·	6
(5) 地域の持続的発展のための基本目標 · · · · ·	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 · · · · ·	8
(7) 計画期間 · · · · ·	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合 · · · · ·	8
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 · · · · ·	9
(1) 現況と問題点 · · · · ·	9
(2) その対策 · · · · ·	9
(3) 計画 · · · · ·	9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 · · · · ·	10
3 産業の振興 · · · · ·	11
(1) 現況と問題点 · · · · ·	11
(2) その対策 · · · · ·	12
(3) 計画 · · · · ·	14
(4) 産業振興促進事項 · · · · ·	15
(5) 公共施設等総合管理計画との整合 · · · · ·	16

4 地域における情報化	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18
5 交通施設の整備、交通手段の確保	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	19
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
6 生活環境の整備	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	24
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	29
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
8 医療の確保	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
9 教育の振興	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
10 地域文化の振興等	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41

11	自然環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利用の推進	42
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	42
(3)	計画	43
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	43
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1)	現況と問題点	44
(2)	その対策	44
(3)	計画	44
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	44
	事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	45

1 基本的な事項

(1) 川崎町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当町は、宮城県の南西部、蔵王山麓に位置し、丘陵と盆地からなります。総面積は 270.77 km²（境界未定地を含みます。）で、うち約 8 割を山林が占めます。豊富な降水量と山林がもたらす清らかな水資源は、川崎町の産業や人々の暮らしを支えています。また、蔵王山周辺では温泉が豊富に湧出しており、歴代伊達藩主の御殿湯として名高い青根温泉や峩々温泉が町内に存在します。

江戸時代には、奥州（現在の国道 4 号：太平洋側）と羽州（現在の国道 7 号：日本海側）を結ぶ街道（宮城→山形）の宿場町として、集落を形成し、前川村・今宿村・小野村・川内村・本砂金村・支倉村の 6 つの村が形成されました。支倉村は仙台藩主伊達政宗の使者として、スペインへ渡った支倉常長が幼少期を過ごしたゆかりの地でもあります。6 つの村は明治 22 年の市町村制の施行と昭和 30 年の合併を経て、現在の町域となりました。

交通網の状況を見ると、山形自動車道が東西に横断するほか、国道 286 号と国道 457 号が十字に交差し、仙台市・山形市からのアクセスに優れています。

名所・景勝地のうち、最も集客力のある施設は、東北地方で唯一の国営公園である「みちのく杜の湖畔公園」です。年間 80 万人ほどの観光客が訪れるこの施設は、毎年 4 月下旬に東北最大級の野外音楽フェスである「アラバキロックフェス」が開催されるなど抜群の知名度を誇ります。

② 川崎町における過疎の状況

ア 人口等の動向

当町の人口は、戦後のベビーブームや旧富岡村支倉地区との合併に伴い、昭和 30 年に 13,636 人とピークを迎えました。その後、昭和 45 年にかけて 10,344 人まで減少していますが、これは釜房ダムの建設や高度経済成長に伴う人口流出があったためと考えられます。そして、いわゆるバブル経済期を含む平成 12 年までは、団地開発などの住環境整備が進んだこともあり、人口は微増微減の横ばいの状況が続きました。しかし、平成 12 年以降は少子高齢化等の影響もあり、一貫して人口の減少が続いており、令和 2 年国勢調査では 8,345 人となっています。

イ これまでの過疎対策及び現在の課題と今後の見通し

当町は、昭和 45 年から 10 年間、過疎地域対策緊急措置法に基づく支援により、インフラの整備や産業の振興など多岐にわたる過疎対策事業を行ってきました。また、過疎地域からはずれた昭和 55 年以降も継続して、人口減少対策を講じてきました。

子育て支援策の充実や認定こども園の整備などソフト・ハード両面の少子化対策や、空き家バンク、移住定住・起業サポートセンター「SPRING」開設などの移住支援を行つ

た結果、社会増減は大幅に改善しました。しかしながら、自然増減は減少傾向が続いており、出生者数も年々減少傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、人口減少の幅を抑えるために、本計画終期である**令和 12 年**の目標人口を**7,500 人**に設定し、移住定住の促進や出生率の向上に向けた様々な施策を総合的かつ計画的に展開します。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

当町は、山間地域に位置する自然条件から、基幹作物の水稻を中心として園芸、畜産部門との複合経営が展開されてきましたが、近年では、仙台市等への就業により兼業化が進み、農業従事者の高齢化と後継者不足等により、農業人口は減少しています。一方で、建設業や製造業を中心とした第二次産業の事業所数・就業者数は底堅く推移しており、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉分野を中心に、第三次産業の就業者数は増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、農業を中心に後継者・新規就農者の育成・確保を行い、製造業をターゲットとした企業誘致を継続しつつ、みちのく杜の湖畔公園の集客力を活かした産業の振興により交流人口を伸ばす方向で経済的発展を目指します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

前述の通り、人口総数は平成 12 年以降、減少傾向にあり、減少率も加速しています。年代別の人口を見ると、若年者は平成 12 年から 20 年で半数以下となっており、特に少子化が進んでいることがうかがえます。一方、高齢者の人口はほぼ横ばいですが、人口総数の減少に伴い割合でみると増加傾向であり、増加率も加速しています。

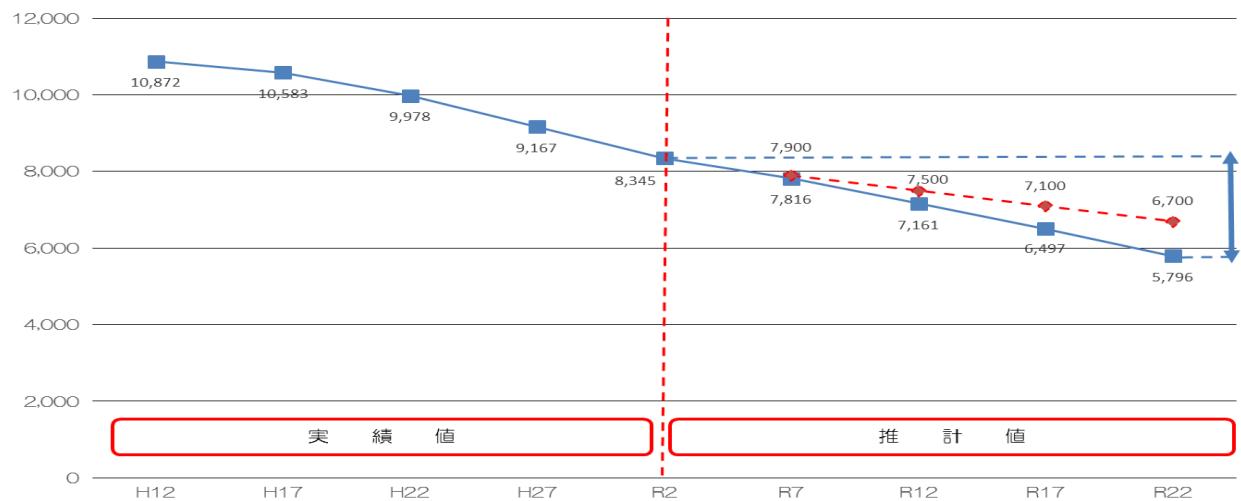
表1 人口の推移（国勢調査）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 10,872	人 10,583	% △2.7	人 9,978	% △5.7	人 9,167	% △8.1	人 8,345	% △9.0	
0歳～14歳	1,649	1,278	△22.5	1,115	△12.8	898	△19.5	731	△18.6	
15歳～64歳	6,614	6,354	△3.9	5,959	△6.2	5,185	△13.0	4,381	△15.5	
うち 15歳～ 29歳(a)	1,898	1,687	△11.1	1,406	△16.7	1,051	△25.2	901	△14.3	
65歳以上 (b)	2,609	2,918	11.8	2,904	△0.4	3,083	6.2	3,210	4.1	
(a)/総数 若年者比率	% 17.5	% 15.9	—	% 14.0	—	% 11.5	—	% 10.8	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 24.0	% 27.6	—	% 29.1	—	% 33.6	—	% 38.5	—	

② 人口の見通し

前述の状況を踏まえ本計画では、当町の人口について今後も減少が続くことは避けられないものと認識しつつ、移住定住の促進や出生率の向上に向けた様々な施策等を総合的に講じていくことにより、その減少幅を抑えることを目標として、計画最終年度にあたる**令和 12 年**の人口を、**7,500 人**と設定します。

表2 人口の見通し



引用元：国立社会保障・人口問題研究所、日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）

③ 産業の動向

産業別就業人口比率を見ると、全国的な潮流と同様に第一次産業は減少傾向にあり、第三次産業は増加傾向にあります。平成2年では第二次産業が最も高かったものの、その後は減少し、平成22年からは横ばいで推移しています。

表3 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	平成2年		平成12年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 5,613	人 5,410	% △3.6	人 4,904	% △9.4	人 4,750	% △3.1	人 4,362	% △8.2	
第一次産業 就業人口比率	% 21.4	% 15.0	—	% 12.5	—	% 10.3	—	% 9.7	—	
第二次産業 就業人口比率	40.1	35.7	—	31.3	—	32.4	—	32.7	—	
第三次産業 就業人口比率	38.5	49.3	—	56.2	—	57.3	—	57.6	—	

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

当町の行政機構は、令和7年4月現在、町長部局9課1室と議会・選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・教育委員会・固定資産評価審査委員会の6事務部局及び国民健康保険川崎病院を設けています。行政施設は本庁舎のほか、富岡支所、山村開発センター、かわさきこども園、川崎病院及び健康福祉センターなどがあり、学校教育施設は小学校3校、中学校2校及び学校給食共同調理場などがあります。職員は町長部局で89人、その他機関が80人の合計169人を配置しています。

広域行政については、仙南地域の2市7町の自治体で構成する仙南地域広域行政事務組合で衛生処理（ごみ、し尿）・消防業務・視聴覚教育・介護認定事務・滞納整理事務等の共通した事務を集約し、効率的な行政運営を行っています。このほか、平成19年に設立された宮城県後期高齢者医療広域連合に加入しています。

② 財政の状況

当町の令和6年度における決算規模は、近年、物価高騰対策事業を実施しているものの、新型コロナウイルス感染症の対策事業費が年々減少しており、令和2年度と比較すると歳入歳出ともに減少しています。

歳入をみると、総額56億4,666万9千円で令和2年度から7億7,324万7千円の減少となっています。地方交付税や各種交付金、地方税といった一般財源が増加した一方で、国庫支出金が10億1,982万6千円の減少となり、総額でも大幅な減少となりました。令和2年度の国庫支出金は新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として国民1人あたり10万

円を支給しているため例年よりも大きな額となっています。また、地方債においても1億6,044万6千円の減少となりましたが、これは、災害復旧事業やセントメリースキー場の整備事業(辺地債)、臨時財政対策債の減少によるものです。なお、令和4年度より過疎対策地域に指定されたことから、過疎対策事業債の借入を開始しています。

歳出は53億2,281万3千円となっており、令和2年度から8億5,469万円2千円の減少となっています。セントメリースキー場整備事業や新型コロナ関連事業の減少、町営住宅や災害復旧事業が完了したことが要因となっており、投資的経費や補助費等を計上している「その他」が減少しています。

財政指標をみると、太陽光発電設備の設置などにより固定資産税（地方税）が増加しているものの、財政力指数は依然として低い水準で推移しています。一方、実質公債費比率や将来負担比率は健全な状態を継続しています。また、経常収支比率については令和2年度と比較して2.2ポイント改善したものの、注意が必要な状況に変わりはありません。

表4 財政の状況

単位：千円

区分	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	5,089,150	6,419,918	5,646,669
一般財源	3,801,104	3,683,608	4,104,746
国庫支出金	350,292	1,492,953	473,127
都道府県支出金	271,575	298,574	280,044
地方債	192,500	386,046	225,600
うち過疎対策事業債	0	0	185,700
その他	473,679	558,737	563,152
歳出総額 B	4,827,365	6,177,505	5,322,813
義務的経費	1,627,754	1,735,394	1,981,649
投資的経費	500,659	739,457	529,470
うち普通建設事業	448,874	495,989	517,326
その他	2,698,952	3,702,654	2,811,694
過疎対策事業費	0	0	227,372
歳入歳出差引額 C (A-B)	261,785	242,413	323,856
翌年度へ繰越すべき財源 D	115,894	66,992	22,026
実質収支 C-D	145,891	175,421	301,830
財政力指数	0.30	0.33	0.32
公債費負担比率 (%)	5.8	6.4	7.2

実質公債費比率(%)	3.6	4.7	6.1
経常収支比率(%)	89.6	96.5	94.3
将来負担比率(%)	-	-	-
地方債現在高	1,884,038	2,517,251	2,455,437

(3) 施設整備水準等の現況と動向

当町の面積は 270.77 km²と広大ですが、財政規模は小さく、公共施設への投資も限定的であったことから、整備水準は比較的低い状態にあります。その一方で、釜房ダムの水質保全対策の一環で、公共下水道事業は昭和 60 年供用開始と早い段階で整備されました。

現在では、老朽化した施設の改修・更新を主として事業を実施していますが、この傾向は今後も継続するとの見通しから、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な整備を進めることとしています。

表5 主要公共施設等の整備状況

区分	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市町村道					
改良率 (%)	56.0	66.2	-	71.7	71.7
舗装率 (%)	66.1	78.3	-	80.7	80.4
農道					
延長 (m)	50,130	54,675	58,666	67,815	71,886
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	24.6	29.5	29.2	40.1	46.0
林道					
延長 (m)	68,578	73,828	51,381	51,381	51,381
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	9.3	9.9	2.5	2.5	2.5
水道普及率 (%)	72.7	88.2	92.1	95.8	96.8
水洗化率 (%)	39.9	65.5	81.1	95.4	96.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	5.6	5.6	6.0	6.9	7.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

今日、私たちの暮らしが物質的に豊かになりましたが、その一方で心の豊かさやゆとりのある生活を求める人が増えてきました。また、社会の成熟化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進み、少子高齢化の進展、災害の発生、情報通信技術の発達、感染症の世界的な流行など、私たちが直面する課題も多岐にわたるものとなっています。

こうした状況下で私たち川崎町民が豊かな暮らしを享受していくためには、「日々の暮らし」

や「仕事」といった川崎町で過ごす時間の価値を高めること、また、それを「支える基盤」と「実現する仕組み」を町民と行政が一体となって実現していくことが必要です。

現在の地域社会は様々な面で多くの課題を抱えています。広くは地球環境問題や持続可能な社会づくりの推進であり、身近な暮らしの中では働く場の確保や、安心した生活を送るための福祉・医療の充実、生涯を通じた心身の健康維持、安心・安全なまちづくり、さらには自然・歴史・文化の再認識、川崎町らしい景観の保全や創造などです。また、地域文化の創造や再発見、情報の発信、人的交流の推進なども重要な課題となっています。

そこで川崎町では、多様な価値観に基づく町民の豊かさを追求し、町民が安心して暮らし続けられるまちづくりを達成するため、以下の4点を基本方針として設定し、まちづくりを進めます。

① 子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり (可わさき)

「可」能性の追求

川崎町に関わる全ての「ヒト」が力を合わせることで無限の「可」能性が広がる仕組みを作ります。⇒誰もが情報を共有し「一人ひとり」の声を大切にしていきます！！

② 身の丈にあったまちづくり (か輪さき)

あらゆる「輪」が織りなす未来

いつまでもどの世代も「輪」をつくり自分に見合った心地良さを追求できる仕組みを作ります。⇒むり・むだ・むらを排除し、限りある財源・人材を最大限活用しながら、川崎町らしさを追求します！！

③ 安心して暮らしていけるまちづくり (かわ作き)

様々な幸せを呼び込む風土「作」り

未曾有の災害や感染症の拡大、どのような時代でも力強く生活していくために必要となる様々な好「作」用が働く仕組みを作ります。⇒「ヒト」や施設あらゆる財産が強靭性を兼ね備えることで、自助・共助・公助が適切にはたらく顔の見える関係性を築き続けます！！

④ 協働のまちづくり (かわさ希)

「希」望に満ちた日々の追及

川崎町民誰もが「希」望に満ちた日々を過ごせるような仕組みを作ります。⇒町民だけでなく様々な機関や団体の協力を得ながら、多くの方々がまちづくりに参画する機運を高めます！！

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)に示した基本方針に基づき、過疎脱却のため、基本目標を以下のとおり設定し、目標達成に努めます。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和12年）
人口	8,345人 (国勢調査)	7,500人 (減少緩和)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度計画の達成状況を確認し、川崎町まちづくり各種事業等内部検討委員会等の既存の枠組みに加え、必要に応じて連携研究機関や金融機関などの協力を得ながら評価を実施します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画、第3章公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針、第1節計画の基本方針に定めるとおり、「量」の見直し（施設総量の適正化）、「質」の見直し（施設の長寿命化）、「コスト」の見直し（維持管理費の縮減）を念頭に置き、住民への説明により合意形成を図り、事業を実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少と少子高齢化が続く現代の状況下において、定住人口の確保は、行政サービスやインフラ、雇用機会、地域コミュニティの維持のため重要な課題です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏在住者を中心に地方への移住の機運が高まっており、多くの自治体が移住定住の取り組みを強化しています。

当町においても、人口減少の流れを抑制し、住み続けられるまちづくりを進めるため、施策と推進体制を整え、移住・定住の推進を図ることが求められています。

また、まちづくりに关心のある都市部からの人材を、地域おこし協力隊として採用し、隊員による移住定住業務の取り組みを行います。

(2) その対策

- ・移住定住と起業サポート機能を有する施設「みやぎ川崎 SPRING」を管理運営し、移住定住に関する相談窓口の拠点とします。施設には町の地域おこし協力隊が常駐し対応します。
- ・空き家等の有効活用をとおして、移住定住の促進や、町民と移住住民との交流拡大につながる空き家バンク制度を実施します。
- ・首都圏の住民を対象とした宮城県主催の移住フェアや町主催の移住ツアーの実施、お試し移住支援施設の利活用等により、移住希望者の具体的なニーズを把握し、個別対応します。

目標指標	基準値（令和6年度末）	目標値（令和12年度末）
社会増減（人） (住民基本台帳)	△65	±0

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住定住の促進	移住定住・起業サポートセンター「みやぎ川崎 SPRING」改修整備事業	町	
		お試し移住施設改修整備事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住定住・起業サポートセンター「みやぎ川崎 SPRING」運営事業	町	
		空き家バンク事業	町	
		各種移住支援事業	県・町	
	移住・定住	お試し移住施設運営事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画に言及されている施設はありませんが、今後整備する際には、基本方針に定める「量」の見直し（施設総量の適正化）、「質」の見直し（施設の長寿命化）、「コスト」の見直し（維持管理費の縮減）を念頭に置き、住民への説明により合意形成を図り、事業を実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業について

山間地域に位置する自然条件から、基幹作物の水稻を中心とした園芸、畜産部門との複合経営が展開されてきました。近年では、仙台市等への就業による兼業化の増加、農業従事者の高齢化や後継者不足等の問題を抱え、農業者の生産意欲と経営力が低下しており、離農する農業者や遊休農地も増加傾向にあります。その一方で、豊かな自然環境に魅せられて都会から移り住み、農業にチャレンジしたいと考える人が増えており、こうした流れは、まちづくりのひとつの方になると考えられ、特に、これらの若いエネルギーを積極的に受け入れることにより、当町に点在する遊休農地が新たな生産の場として再生し、活用されることが期待できます。また、外的要因として、イノシシ、サル、クマ等による農作物被害が拡大の一途をたどり、これを原因とした不作付地の増加も問題のひとつとなっています。加えて、今後生産される農畜産物の品質向上と生産安定を図り、商品力を高めながら農業者の経営安定を図ることが必要となっています。

②農業用施設について

農家一戸当たりの経営耕地面積は 1.7ha と小規模で、不整形小区画で傾斜度も高いことから、生産性向上を図るために大型機械の導入等が困難な状況となっています。これまで、集落内の比較的連担地形区域のほ場整備を中心に、農道整備、ため池、かんがい排水整備事業等の基盤整備を実施してきましたが、ほ場整備率は令和 6 年度末現在で田が 35% と低い状況で推移しています。今後は、土地利用型農業をはじめ経済的に成り立つ魅力ある農業経営を早急に確立する土地基盤整備が重要課題となっています。

③林業について

当町の森林面積は 21,480ha で、町土の約 80% を占めています。これらの森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然・生活環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能をとおして地域住民の生活と深く結び付いています。当町の森林資源は、民有林面積 12,412ha、内人工林は 4,962ha (40%) を占めています。国産材利用への回帰から木材自給率が 30% 以上となり、また、木材価格も一時期より上昇するなど変化してきていますが、林業を取り巻く環境はまだまだ厳しいものがあります。保育、間伐等の森林整備を着実かつ合理的に推進していくためには、その基盤である林道、作業道等の基盤整備とともに、森林組合等の施業の実施体制の整備、森林施業の共同化、機械化の推進など、条件整備を計画的に推進することが必要となっています。

④商業について

平成 28 年の卸売・小売業数は 116 店、従業員 444 人でしたが、令和 3 年は 94 店、従業員 386 人に、それぞれ 19%、13% の減少となっています。年間商品販売額は、平成 28 年には 6,051 百万円だったところ、令和 3 年には 4,339 百万円 (H28 対比 -28.3%) とコロナ禍の影響により減少しました (R3 経済センサス)。仙台市や山形市、大河原方面のアクセスが比較的

優位な立地条件である一方で、町民の郊外大型店等への流出が日常化しているため、町内購買動向は厳しい状況にあります。また、当町の商店街は、事業者の高齢化や後継者不在に伴う空き店舗の増加により、かつてのにぎわいが失われています。人口減少社会の中で持続可能な発展を遂げるためには、それぞれが創意工夫し、都市圏との差別化やブランディング、ICTを活用した効率化や販路の拡大により、1事業者あたりの付加価値額を高める必要があります。

⑤工業について

令和2年に事業所数17、従業者数685人、製造品出荷額等は139億9,002万円となっています。平成27年との比較において、事業所数が9、従業員数が43人減少しました。また、製造品出荷額等の総額は30億6,364万円（約17.9%）の減少となっています。経営の強化と雇用の安定対策が重要になっています。

⑥企業誘致について

企業誘致は、雇用の場の確保、若年層流出の防止、税収の確保などの面から地域経済に大きく寄与するものであり、当町では、ようこそ川崎町へ企業立地応援条例制度による奨励措置等を実施しながら企業誘致活動に努めてきました。一方で、当町は工業団地などのインフラを整備していないことから企業誘致を取り巻く状況は厳しさを増しているため、民間との連携を図りながら誘致できる団地の確保をすることが重要となっています。

また、当町に在住する若年層は、町内企業に希望する職種が限られていることから、町外に雇用の場を求めている状況となっています。多様な職種の雇用の場の確保や雇用機会の拡大をする必要があるため、関係機関と連携を図りながら、地域の特性や地域資源を生かした企業誘致活動を推進する必要があります。

⑦観光業について

年間約80万人が訪れる国営みちのく杜の湖畔公園をはじめ、青根・峠々温泉、るばほの森など観光資源が豊富です。また、廃校を活用した賑わい創出及び交流施設やキャニオニングのような自然体験型コンテンツなど広がりを見せてています。しかしながら、二次交通、三次交通の不足がボトルネックとなり、みちのく公園の集客力を活かしきれていないことが課題となっています。

(2) その対策

①農業について

- ・農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となり、農業者が地域における他産業従事者並の所得を得られるよう、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、生産性の高い農業を実現し、年間農業所得、主たる農業従事者1人当たり480万円（認定農業者）程度を目指します。
- ・新たな園芸作物の選定のため、作物の適応性などを確認し、実証を行うとともに、産地化に向けた普及促進を図ります。

- ・意欲あふれる新規農業就業者に対する遊休農地や居住地のあっせん、本格的な農業指導など、当町独自の支援策を検討し、都市住民等の移住を支援します。
- ・野生動物による農作物被害防止を徹底するため、イノシシ、サル、クマ等を追い払い、個体数の調整や電気柵の設置等を推進し、被害防止及び耕作放棄地の解消に努めます。
- ・畜産農家と耕種農家の連携強化に努め、循環型農業の確立を推進します。
- ・担い手農家を中心に、低コスト・省力化のための技術導入を推進するとともに、耕地に適した作目・作型を導入し、地域の特性を活かした産地化を図っていきます。

②農業用施設について

- ・地域の現状と課題を関係者と共有し、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集積・集約化に関する将来の方針を定めた地域計画を基とした農地利用を推進します。
- ・ほ場整備等の生産基盤整備を積極的に推進するとともに、生活環境の向上に連動する地域農業全体の振興を視野に入れた基盤整備を進めます。

③林業について

- ・適正かつ計画的な保育作業による良質材の生産を**目指し**、作業道等の**基盤整備**や高性能林業機械の導入など低コスト林業の推進を図ります。
- ・下刈り、除伐、間伐等を必要とする造林地については、森林組合や県の林業普及指導員との連絡を密にし、**技術の普及啓発及び助言**、指導などに**努め**、森林所有者へ呼び掛け、各種補助事業の活用を推進していきます。
- ・**町産木材を使用して住宅を建設しようとする者**に対して補助金を交付するなど、**町産木材**の需要拡大を図ります。

④商業について

- ・将来を見据えた商店街づくりの推進のため、様々な業種や大学、金融機関との連携により新しい価値を創造し、全世代が安心して事業を継続できる、多様性がある魅力的な商店街づくりを目指します。
- ・守りのマーケティングから攻めのマーケティングへの転換を目指し、国営みちのく杜の湖畔公園等の集客が見込める施設やECサイトを活用した外部での新たな販路の拡大と商品券等を活用した内部の需要喚起を行い、町内外へのアプローチにより売上の向上を図ります。
- ・**創業と事業承継のセミナー開催や補助金の交付など、商業の軸である事業者を生み出すことと無くさないことを両軸に支援します。**

⑤工業について

- ・既存企業の経営の安定、近代化を促進し、付加価値生産の開発及び製造転換などに取り組むため、各種制度の情報提供に努め、経営力強化への効果的活用を進めます。

⑥企業誘致について

- ・迅速・円滑な企業誘致に努めるとともに進出企業に対する支援に取り組みます。
- ・民間との調整を図りながら誘致できる用地の確保に努めます。
- ・多様な職種の誘致と雇用創出を推進します。

⑦観光業について

- ・特産品やイベントのPRを一体的に行い、誘客促進につなげます。
- ・情報通信技術の高度化を踏まえ、パンフレットやポスターなどに加え、ホームページの拡充とインターネット・SNSなどを活用した観光情報や魅力発信の充実に努めます。
- ・町内の観光コンテンツを連携させ、相乗効果が図られるような企画、アイデアを町民や事業者と一緒に検討していきます。また、国営みちのく杜の湖畔公園から町内へ観光客を誘導するための企画も併せて検討していきます。
- ・特産品として農産物は欠かせないことから、農家、直売所と連携を図り、商品開発や販路拡大にも積極的に取り組んでいきます。
- ・案内看板など、インバウンド需要に対応できる受入環境の整備に取り組んでいきます。

目標指標	基準値（令和6年度末）	目標値（令和12年度末）
野生動物による農作物被害額	320万円	減少
ほ場整備率	35%	45%
ほ場整備内農地集積率	40%	70%
農事組合法人	1団体	3団体
U・J・Iターンによる新規就農者の推進	5件	10件
町内企業創出の促進	1社	3社以上の設立
観光客数（1～12月）	80万人	110万人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 <u>林業</u>	農地整備事業（小沢、古関、龍雲寺前地区）	県	
		農業経営高度化支援事業（小沢、古関、龍雲寺前地区）	県・町	
		農業用排水施設整備事業	町	
		ため池施設整備事業	町	
		農業用施設改修整備事業	町	

	林道改修整備事業	町	
(5)企業誘致	ようこそ川崎町へ企業立地整備事業	町	
(9)観光又はレクリエーション	地域活性化施設利活用奨励補助事業 川崎町交流促進施設整備事業 青根観光施設整備事業 観光案内誘導看板整備事業 観光施設改修整備事業	町	
(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	有害鳥獣被害防止対策事業 農業担い手・営農法人育成事業 農村環境整備・管理事業 農業振興事業 畜産振興事業 園芸振興事業 スマート農業推進事業 低コスト稻作推進事業 林業振興事業	町	
商工業・6次産業化	商品化促進・販路拡大事業補助金 創業支援事業補助金 融資制度保証料補給金	町	
企業誘致	ようこそ川崎町へ企業立地応援事業	町	
観光	観光プロモーション事業 観光情報サイト運用整備事業 川崎町交流促進施設管理運営事業 青根観光施設管理運営事業 ふるさと基金夏まつりイベント事業補助金	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画、第4章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、第1節公共建築物中、2. 産業系施設に記載のとおり、長期間の利用ができるよう計画的に修繕や更新を行っていきます。また、指定管理者と協議しながら効率的な維持管理を行い、運営コスト削減に努めています。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

当町では、情報通信環境の格差解消を目的として、光ファイバ網 61.403km を整備し、現在に至るまで I R U 契約に基づき、安定的かつ経済的な運用を行ってきました。また、地上デジタル放送難視対策として、共同受信アンテナを整備し、80 世帯以上に電波を届けています。

また、マイナンバーカードの普及に関しては、身分証としてのみならず、行政手続きのオンライン化や保険証との連動による医療の高度化などの利点が町民に徐々に浸透したことで普及が進んだと考えられます。今後の対応として、マイナンバーカードを基盤としたデジタル技術の活用により、情報化によるメリットを誰一人取り残すことなく享受できるよう、情報格差（以下「デジタルデバイド」という。）対策への対応と共に、デジタル技術活用による行政サービスの向上、D Xによる地域の課題解決及び地域の活力創出に取り組む必要があります。

(2) その対策

- ・町内全域をカバーする光ファイバ網を安定的かつ経済的に運用するため、I R U 契約に基づく、貸与と保守を継続して実施します。
- ・地上デジタル放送の共同受信アンテナの保守を行い、加入世帯の視聴に支障が出ないよう、点検と維持を継続して実施します。
- ・マイナンバーカードの普及を進めるため、町民生活課において、年に2回休日窓口を実施します。また、当町の様々な媒体・機会を利用し、取得のメリットを町民に周知します。
- ・デジタルデバイドの対策を講じつつ、デジタル技術を活用した行政サービスの向上や、D Xによる地域課題の解決及び地域の活力を創出するための地域間の連携による住民サービスを提供できる体制を整備します。

目標指標	基準値（令和6年度末）	目標値（令和12年度末）
マイナンバーカード普及率	90%	100%

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設 等情報化のため の施設 防災行政用無線 施設	防災行政用無線施設改修整備事業	町	
	その他	役場庁舎等ネットワーク改修整備事業	町	

(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	テレビ共同受信施設維持補修事業補助金	町 受益者	
	光ファイバ網保守点検事業	町	
	デジタル技術利用促進事業	町	
	デジタルデバイド対策事業	町	
	地域課題解決・活力創出DX推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画に言及されている施設はありませんが、今後整備する際には、基本方針に定める「量」の見直し（施設総量の適正化）、「質」の見直し（施設の長寿命化）、「コスト」の見直し（維持管理費の縮減）を念頭に置き、住民への説明により合意形成を図り、事業を実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

当町では仙台市との間で人やモノの流れが大きく、この流れをより大きく円滑にしながら一層の連携強化を図ることが、地域活性化の原動力になると考えられます。そこで重要な基盤となるのが、仙台市と山形市を結ぶ国道 286 号です。しかし、茂庭～赤石間の 4 車線化は完了しているものの、碁石～赤石間の道路整備が遅れているため、早期事業完成が強く望まれています。また、当町を南北に縦断し、白石市と岩手県一関市を結ぶ国道 457 号は、国道 4 号の機能を補完する南北方向の交通軸として重要な位置付けを持つことから、その整備促進が望まれています。川内、本砂金地域を通過する、この国道 457 号は、地域住民にとって大変重要な生活道路ですが、歩道がなく、見通しの悪い部分の改良も遅れており、安全性が高い道路とは言えません。当町の国・県道は、地区周辺のバイパス整備などを中心に改良・舗装が進められた車主体の整備であったことから、歩行者の立場に立った安全性の高い道路づくりへの取り組みが十分ではありません。今後は、国・県道の歩道整備に対する積極的な取り組みが必要となっていきます。

当町が管理する橋りょうは 62 橋（橋長 2 m 以上のカルバート含む）あり、うち供用開始後 50 年以上を経過する橋りょうが 3 橋存在しています。老朽化の進行により、安全で円滑な交通の確保が困難になることが懸念されるため、定期的な点検及び維持管理計画書を策定していく必要があります。

公共交通機関の確保と町民福祉の向上を目的に、平成 13 年 1 月 15 日から「かわさき町民バス」の運行を開始し、主に交通弱者の足として年間延べ約 2 万 3 千人の利用実績となっています。なお、町民バスは既存路線バスとの重複を避けた町内循環ルートが主流であり、町外へのアクセスを前提とした運行体系ではありません。

モータリゼーションの進展や少子高齢化の進行を背景として、既存路線バスの経営は縮小傾向にあり、民間参入は難しいのが実態ですが、平成 26 年 8 月から株式会社タケヤ交通が路線バスを 1 日平均 10 本（仙台駅前間）運行するようになり、仙台市方面へのアクセスに対する利便性が高まりました。こうした公益性の高い事業を行う企業を、町としても注意深く見守る必要があります。

当町唯一の民間タクシーが廃業となったことに伴い、よりきめ細かな生活交通対策が求められることからデマンド型乗合タクシーの試験運行を令和 7 年 9 月より開始しました。今後、試行運転を実施しながら、町民ニーズに対応できる交通サービスの検討を行う必要があります。

(2) その対策

- ・道路幅員が狭く急カーブが多い区間であり、夜間や冬期間の安全性の確保が難しく、また、交通渋滞の原因となっている国道 286 号の碁石～赤石間の早期完成を各関係機関へ強く要望します。
- ・国道 4 号の機能を補完する国道 457 号の整備に向けて、早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。

- ・当町を横断する国道 286 号で唯一バイパス整備が行われていない野上地区に関して、沿道地域の居住環境保全、交通安全等の観点から、バイパス整備に向けて早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。
- ・当町の国・県道は、町内と町外を結ぶ幹線道路であるとともに、点在する地域間を結ぶ生活道路の位置付けも持ち合わせた道路です。今までの車中心の道路整備から人間中心の道路整備へと転換し、歩道整備を中心とする歩行者の安全性に配慮した道路整備の実施を、道路管理者である宮城県に要請する活動を強化していきます。
- ・歩道整備などにあたっては、高齢者や障がい者等が安心して日常生活を営むことができる環境づくりのため、バリアフリー化を推進します。
- ・安全で円滑な通行を確保するため、計画的に道路施設の点検を実施するとともに修繕計画書を策定し、年次計画で施設の補修工事を実施していきます。併せて、冬期間の安全な通行を確保するために、地域住民の協力を得ながら、冬期除雪の質的改善を進めています。
- ・公共交通対策では、乗車率が低調な不採算地区の運行バスの本数縮小や路線廃止が危惧されるため、民間路線バスも含めた既存路線の PR 支援や町民乗車ニーズ分析、あるいは乗車率向上提案など、運行会社との情報共有をはじめ、路線バス乗車率向上支援対策を通じた乗車人数の増加により、路線の維持を推進します。
- ・町民のニーズや町民バス運営審議会の意見を的確に捉えつつ、利用者の視点による利便性の向上と現在の車両体制の是非などを検討し、安全で安定した、また、広く多くの町民に利用される町民バス運行体制を図ります。
- ・公共交通の実態を整理・分析、町民ニーズの調査により、公共交通体制を再構築し、必要に応じてデマンド型乗合タクシーの本格運行やライドシェアなど新たな交通サービスの導入を図ります。

目標指標	基準値（令和 6 年度末）	目標値（令和 12 年度末）
道路管理上の瑕疵による 事故件数	0 件	0 件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	裏丁1号線補修事業	町	
		町道音無線補修事業	町	
		町道小松倉線補修事業	町	
		野上西林山浄水場線補修事業	町	
		北川天神線補修事業	町	
		エコキャンプみちのく線補修事業	町	
		みちのく公園線補修事業	町	
		荒町前川線補修事業	町	
		古関線補修事業	町	
		町道寺東線補修事業	町	
	町道危険箇所補修事業	町		
	橋りょう	蛭岩橋修繕事業	町	
		上追の沢1号橋修繕事業	町	
		上追の沢2号橋修繕事業	町	
		前川枇杷落1号橋修繕事業	町	
		川崎小野1号橋修繕事業	町	
		古関下田2号橋修繕事業	町	
		長坂山1号橋修繕事業	町	
		野上下原1号橋修繕事業	町	
		東落合橋修繕事業	町	
		今倉沢橋修繕事業	町	
		赤萩龍雲寺橋修繕事業	町	
		橋りょう点検事業	町	
		橋りょう計画策定事業	町	
	危険橋りょう補修事業	町		
	その他	ポートピア川崎トンネル補修更新事業	町	
		上赤沢山トンネル補修更新事業	町	
		除雪作業車購入更新事業	町	
		危険河川補修事業	町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業	町民バス運行事業	町		
	デマンド型乗合タクシー運行事業	町		

	公共交通	その他モビリティサービス事業	町	
--	------	----------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画、第4章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、第2節インフラ施設に記載のとおり、定期的な点検を実施し、個別の長寿命化計画に基づき、修繕・更新等を実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

当町には 8 箇所の浄水場があり、給水区域内に供給を行っています。計画給水人口は 8,309 人、計画一日最大給水量は 4,565 立方メートルで、令和 6 年度末における給水人口は 7,629 人、給水戸数は 3,242 戸、給水普及率は 96.8% となっています。令和 2 年度末と比較すると給水人口が 599 人の減、給水戸数は 46 戸の増となっており、若年世代の町外転出により給水人口の減少を余儀なくされる一方、町内に留まる高齢者により戸数は維持されているものと考えられます。

町民の文化的な生活の向上や産業振興にとって、水は欠くことのできない資源ですが、急激な人口減少、節水意識の高まり、雨水・再生水の利用等により、水需要・給水収益が減少し、今後も厳しい水道事業の経営が予想されます。

水道施設や水道管路の老朽化に伴う、修繕整備や布設替工事などの更新投資は継続していくしかなればなりません。特に、令和 6 年 1 月の能登半島地震で水道設備に甚大な被害が出たことを受け、避難所などの急所施設につながる管路の更新及び耐震化が急務とされています。そのためには、将来の水道事業の理想像を明確に把握するべく、管路更新計画、投資財政計画を網羅した水道事業基本計画を策定し、現状の把握と経営の見える化に向けて取り組んでいく必要があります。

当町の公共下水道事業は、昭和 60 年の供用開始から 40 年が経過しました。この間、着実に事業の進捗が図られ、現在までの公共下水道整備面積は、川崎処理区 415.5ha、青根処理区 13.02ha まで至っており、令和 6 年度末現在の水洗化率は川崎処理区で 96.5%、青根処理区では 58.6% となっています。また、公共下水道計画区域外での合併処理浄化槽の設置（水洗化）率は、令和 6 年度末現在 66.6%（単独処理浄化槽除く）となっています。

公共下水道事業の経営は、地域が点在する地理的要件や単独の処理場を有していることから、汚水処理人口に対して事業費が大きく、一般会計からの繰出金頼みの経営が続いている。また、各施設の老朽化も著しいことから、計画的な施設のストックマネジメント事業を進めていることに伴い、更なる経営悪化が懸念されます。

当町の町営住宅は令和 6 年度末現在、111 戸整備されています。建築後 50 年を経過しているものもあり、現在、平成 22 年度に策定（令和 4 年度に変更）した「町営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化した町営住宅の建替え事業を実施しています。また、建て替えを計画していない北原住宅についても老朽化が進行しており、長寿命化対策が必要になっています。

当町の火葬は、仙南地域広域行政事務組合において事務の共同処理を行っておりますが、老朽化対策等を計画的に進める必要があります。

当町の消防・防災体制のうち、常備消防体制については、仙南地域広域行政事務組合が運営し、町内の川崎出張所には令和 6 年度末で職員 16 名と、ポンプ車 1 台、指揮者 1 台、救急車 1 台が配置されています。非常備消防体制については、現在 6 分団編成で令和 6 年度末の団員数は 204 名で組織されていますが、人口減少や高齢化により減少していく団員の確保が課題とな

っているほか、消防装備の近代化による資質の向上、消防施設・設備についても多様化する災害に備えるための機能更新等が必要となってきます。水利施設につきましては、現在、防火水槽 116 基、消化栓 310 基、その他の水利 38 箇所ありますが、消防水利の不十分な地域が点在しているほか、老朽化した消防水利の更新対策が課題となっています。また、地域における防災体制については、避難所となる施設の良好な避難環境の構築や災害時の迅速な情報伝達の整備、自主防災組織の活動支援、高齢者等への支援体制等の整備、防災意識の啓発などに取り組みながら地域防災力の強化を図る必要があります。

(2) その対策

- ・基盤となる管路更新計画や投資財政計画を立て、計画的かつ安定的に水道事業を運営していくため、水道事業基本計画の策定に向けて取り組んでいきます。
- ・老朽化した水道施設や配水管布設替工事を計画的に推進していきます。
- ・経費等の節減に努めるとともに、補助金や起債事業を活用しながら事業を進めていますが、経営状況によっては、**施設のダウンサイ징、管路の合理化及び適正な水道料金の在り方**について検討を行っていきます。また、水道の整備が困難な地区においては、井戸水を確保するための経費に対する助成事業を引き続き取り組んでいきます。
- ・公共下水道区域内の水洗化率 100%を目指します。公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ・下水道施設全体の最適化を図りながら、老朽化が顕著な電気・機械設備を中心に計画的な更新と**ストックマネジメント事業**を行っていきます。
- ・下水道事業の公営企業法の適用により、将来の経営見通しと経営戦略の見直しを実施し、持続可能な経営を目指します。また、一般会計からの繰入金の適正化を図ります。
- ・浄化槽法定検査の受検を徹底するため、設置者に対して周知、啓発を行います。また、水質が悪化している浄化槽については、適切な維持管理に努めるよう、設置者に対して改善を求めます。
- ・北原住宅の**基礎及び外壁の傷みが顕著となっていること**から、外壁等の改修を推進します。
- ・仙南地域広域行政事務組合が設置し、管理運営する火葬場については、施設の老朽化対策（建て替えまたは改修）や設備の更新等を行いながら、適切な施設管理に努めます。
- ・避難施設となる公共施設の整備・耐震化を含めた改修、備蓄倉庫や各種資機材の配備等による良好な避難環境の構築、避難経路となる生活道路の改良等の整備、消防団の施設・設備・消防車両の更新、消防水利（防火貯水槽等）の設置や老朽化対策を図りながら、消防力の充実強化を図ります。
- ・避難行動要支援者に配慮した警戒避難体制の整備を図るほか、防災意識の啓発や災害時における身近な地域での助け合い、支え合いを効率的かつ円滑に行うため、自主防災組織の育成・強化を推進します。

目標指標	基準値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度末)
上水道有収率	70.4%	85%
上水道加入率	96.8%	100%
公共下水道区域内水洗化率	96%	100%
公共下水道区域外洗浄化率	57.6%	70%
一般会計繰入額（公費負担額）	181 百万円	145 百万円

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	本砂金地区管路更新事業	町	
		川内地区管路更新事業	町	
		古閑地区管路更新事業	町	
		腹帶地区管路更新事業	町	
		水道施設改修整備事業	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	釜房環境浄化センター機械・電気設備 更新事業	町	
		青根浄化センター機械・電気設備更新 事業	町	
		大針中継ポンプ場機械・電気設備更新 事業	町	
		北川中継ポンプ場機械・電気設備更新 事業	町	
		管渠施設機械・電気設備更新事業	町	
		下水道施設改修整備事業	町	
	(6) 公営住宅	北原住宅東・西改修事業	町	
		沼の平住宅解体事業	町	
		青根厚生住宅解体事業	町	
		町営住宅改修整備事業	町	
	(7) 火葬場	川崎斎苑長寿命化事業	町	
		川崎斎苑更新事業	町	
	(8) 消防施設	消防施設等整備事業	町	

	消防水利整備事業	町	
	避難所整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画、第4章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、第2節インフラ施設に記載のとおり、定期的な点検を実施し、個別の長寿命化計画に基づき、修繕・更新等を実施します。また、第1節公共建築物、5. 公営住宅に記載のとおり、老朽化した施設の廃止・解体と建替えを「川崎町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

当町では少子高齢化が進み、核家族・単身世帯が増加傾向にあります。昔ながらの祖父母や家族の手助け、地域ぐるみの支援・協力が困難な状況であるため、子育てへの不安や戸惑いを感じる親が増加しています。この状況を踏まえ、子育て中の親に対する様々な支援を充実していくことが必要となります。

子供のいる家庭のライフスタイルや働き方が変化し、特に母親が感じる子育ての不安や孤立感などは、子供の心身の健やかな発達の妨げや児童虐待の発生につながる要因にもなります。様々な相談に対応し、家庭における子育ての負担や不安を軽減し、子育ての楽しさを広げていく必要があります。また、地域の中で健やかに安心して子育てができるよう、地域資源・人材の効果的活用に努めながら、社会全体で支援していく環境づくりが必要です。

こども家庭センターでは、子育て世帯に対する包括的な支援体制のもと、妊娠婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行っています。また、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に把握し、支援を行うことにより子どもの健やかな成長を支えていく役割があります。

かわさきこども園は、就学前児童を対象に子供の成長と発達を見据えて一貫した教育・保育を実施し、心身ともに健康で心豊かな子供の育成に努めています。また、保護者が就労のため、放課後の時間に家庭にいない児童の健全育成の場として、各小学校にそれぞれ放課後児童教室を開所（川崎児童教室、碁石児童教室、今宿児童教室）し、遊びや生活の場を提供しています。

少子化や若者の定住対策、後継者対策は、当町の重要課題の一つであり、若者定住に向けた子育て支援の整備が求められています。特に生活環境面では、共働きや核家族の増加とともに、こども園等への早期からの集団生活や教育を求める保護者が増加しており、引き続き保育教諭の確保に努めていくことが必要です。また、こども園や幼稚園を利用する家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む多様なニーズに応じた子育て支援の充実が必要です。

我が国においては、平均寿命が延び高齢化が進む一方で、生活環境やライフスタイルの変化によって、がんや虚血性心疾患、脳血管疾患などが増加しており、これらの生活習慣病の予防と健康寿命の延伸が重要な課題となっています。健康づくり事業については、国の「健康日本21（第2次）」並びに宮城県の「第2次みやぎ健康21プラン」を踏まえ、平成23年に「第2期健康かわさき21計画」を策定、その後令和3年には「第3期健康かわさき21計画」を策定し、町民一人ひとりの健康意識の向上と、主体的な健康づくりへの支援に取り組んでいます。また、健康推進員と連携し、町健康福祉センターや各行政区における健康づくりや疾病予防事業に取り組んでいますが、今後さらに地域の実情にあった取組の支援と健康づくり施策の普及、啓発を図ることが必要です。町民一人ひとりが地域社会と協働で健康づくりに取り組み、すべての町民が生涯にわたって健康で心豊かに生活できるまちづくりを目指していく必要があります。

当町の社会福祉協議会は昭和52年に設立され、社会福祉法人として運営されています。町内にはボランティア団体があり、町民のボランティア活動や地域福祉活動は、社会福祉協議会を

中心に行われています。地域の人材不足や担い手不足が大きな課題となっており、地域福祉活動の周知・広報等により住民参加を促進するとともに、関係機関や団体の協働・連携のもと、地域体制の再構築が必要となっております。また、災害時における要配慮者の避難行動の支援や安否確認等の体制整備がされていないことから、「避難行動要支援者避難支援計画」を策定するとともに、支援体制を構築する必要があります。**また、災害時における要配慮者の避難行動の支援や安否確認等の体制整備の確立をはじめ、「避難行動要支援者避難支援計画」の策定や支援体制の構築などが課題となっています。**

令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）により、自治体や民間事業者による障がい者への不当な取り扱いの禁止や合理的配慮を提供することが義務化され、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が一層求められるようになりました。**令和6年度末**時点の各種障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者337人、療育手帳所持者86人、精神障害者保健福祉手帳所持者74人となっており、人口の6.3%で、福祉サービスでは重要なウエイトを占めています。障がいのある人が安心・安定した生活を送るためには、医療体制の拡充による生活環境の整備や就労や社会参加に向けた理解の推進、そして社会での自立等、成長段階に合わせた継続的な支援体制が求められています。

当町の65歳以上の高齢者人口は3,229人（**令和7年3月末現在**：住民基本台帳）と、総人口に占める割合は41.4%に達し、県平均29.7%を大きく上回っています。また、核家族化の進行などにより、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者などのさらなる増加が見込まれます。社会的な孤立等による「生きがいの低下」、「フレイルの出現と進行」などの社会的問題が増加しています。活力ある高齢期を過ごすために、長年培われてきた経験と技術が発揮できる社会参加への機会の確立や多様な活動が行える生きがいづくりの充実が求められています。

平成12年度から始まった介護保険制度は、高齢者やその家族の生活を支える制度として定着してきましたが、一方で、介護保険料の高騰及びひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、介護従事者の不足など、生活形態の著しい変化に伴い高齢者に対する日常支援のあり方も変化しており、介護保険制度だけでは対応しきれない課題が浮き彫りになっています。この課題に対応すべく、介護保険サービスだけに頼らず、行政・医療機関・介護事業者・福祉関係団体そして地域の住民などが協力して高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム体制」の構築を図るため、平成27年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に着手しています。介護保険に係る介護認定者は、**令和3年度末**で577人、第1号被保険者の約17.7%の方が認定を受けています。**令和6年度末**では565人、第1号被保険者の約17.3%の方が認定を受けており、横ばいで推移しています。介護保険サービスについては、定期的に住民のニーズ及び利用希望者の状況を調査し、適切に実施する必要があります。

(2) その対策

- ・妊娠、出産、子育て期までの母子や家族が、顔の見える関係のもと、切れ目なく相談でき、必要な支援やサービスを受けられるよう、ワンストップ総合相談窓口を充実していきます。
- ・心身ともに健全な子供の誕生と成長に向け、相談や健康診査の充実を図ります。その中で子育て支援のニーズを把握するとともに、関係機関との連携を図りながら、予防的な支援やサービスを提供できるよう努めます。
- ・子育て家庭の経済的負担軽減のため、医療費助成や各種手当の支給と合わせ、町独自の支援策を講じながら、ゆとりある家庭環境づくりを推進します。
- ・ひとり親家庭の福祉の充実のため、生活実態の把握に努めるとともに、生活不安の解消や地域における自立した生活を可能とするため、町民ニーズに応じた各種支援事業を推進します。
- ・安心して子供を産み育てることができるよう、親子が気軽に集い、交流を図り、仲間づくりができる場の充実を図ります。
- ・核家族化や共働き家庭の増加に伴い、乳幼児期からの教育・保育、一時預かりなどを希望する家庭が増加している中で、安心して育てながら働くよう保育・教育体制の充実を推進します。また、小学生の放課後における学童保育を希望している家庭についても、保育体制の充実を推進します。なお、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても充分配慮し、こども園・小学校の相互の環境や子供の実態を把握し、理解を深めることで子供の継続的な支援ができることと、入学時の年長児の不安を和らげ、スムーズな地域移動ができ、「小1プロブレム」の解消につなげていくために必要な位置づけと捉え、継続的かつ計画的に推進していくよう努めます。
- ・妊娠・乳幼児期から高齢期にいたるライフステージごとに、それぞれの年代・性差・社会的環境に応じた健康づくりを実践します。また、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、栄養・食生活、身体活動・運動、健康管理、こころ、歯と口腔の各分野において、望ましい生活習慣の定着を図るための取組みを進めます。
- ・各種予防接種事業を通じて感染症の発症予防及び重症化を予防し健康の保持増進や公衆衛生の向上を図ります。
- ・高齢期となっても要介護状態とならず、誰もが生涯にわたって健康で自立した生活が可能となるよう、生活習慣病の発症予防に重点をおき、重症化予防を推進します。
- ・社会全体として、個人の健康を支え守るための環境整備に取り組んでいくことができるよう、地域や関係機関等との連携を強めながら、人や社会とのつながりを生かした取組の充実を図ります。
- ・住民参加による福祉活動の展開を目指していくにあたり、行政、町民、福祉関係機関等が互いに協力し合い、協働による福祉のまちづくりを推進します。
- ・社会福祉協議会を中心に、地域ボランティアの育成や活動の活性化を図ります。
- ・社会福祉協議会事業の充実や地域福祉の推進体制を強化し、特に災害や緊急時における高齢者や障がい者等の要支援者の安否確認など、地域で支え合うネットワークづくりに努めます。

- ・障がいのある人が安心・安定した生活を送るために、障がいのある人のライフステージに応じた保健医療の提供体制の充実に努めるとともに、保健・医療・福祉・介護の連携強化を図ります。
- ・**障がい等により個別の配慮を必要とする子供が地域で健やかに成長できるように、幼児・児童期における保育・教育環境を充実するとともに、その家族を支援していくための相談・支援の充実を図ります。**
- ・障がいのある人が地域の中で、地域の社会資源等を活用しながら、様々な社会参加や学び、文化・芸術・スポーツ活動、そして働き方ができる支援体制づくりを、地域と協働して進めます。
- ・障がいのある人もない人も共に生きる地域共生社会を実現していくため、地域住民への障がいについて一層の理解を深めるための意識啓発に努めます。また、障がいのある人の意思決定に配慮した権利擁護の仕組みや相談体制の充実を図ります。
- ・障がいのある人が安心で安全な地域生活を送るため、建物や道路などのバリアフリー化などの環境整備に努めます。
- ・高齢者同士が互いに声をかけ合い、積極的に活動する学びの場を提供し、これまでの経験を活かし活躍できる環境づくりを推進します。
- ・地域の特性や老人クラブ等のニーズを踏まえた多様な活動を推進し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある生活を送ることができるよう努めます。
- ・シルバー人材センターの活動を支援し、会員数増加及び積極的な業務等の供給に努めるとともに、地域社会の活性化を図ります。
- ・望ましい生活習慣づくりや要介護状態の予防に努めるとともに、生活習慣病の発症予防に重点を置いた重症化予防を推進します。さらに、保健・医療・福祉・介護との連携強化により、総合的な医療サービスの充実を図るとともに、感染症や予防接種についての正しい知識を普及し、感染症の発生予防、まん延防止に向けた取り組みを進めます。
- ・災害が発生した場合に、要配慮者の安全確保に向け地域住民等と連携した体制づくりを進めます。また、増加傾向にある高齢者の交通事故防止、悪徳商法などの被害防止のための啓発活動に取り組み、相談体制を充実して、安全に安心して暮らせる環境を整えます。
- ・高齢化が進み、ひとり暮らし等の高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中、支援が必要な高齢者が地域で生活を継続するために、介護サービス以外の多様な福祉サービスの充実を図ります。高齢者の7割を占める元気高齢者に対しては、健康の維持増進や生きがいづくりにつながるよう、ボランティア活動や就労の場の確保に努め、高齢者が積極的に社会参加し、健康で生き生きした生活を送れるよう努めます。

目標指標	基準値（令和6年度末）	目標値（令和12年度末）
待機児童数	0人	0人 (現状維持)
シルバー人材センター会員数	161名	150名以上
仙南圏域自治体共同による児童発達支援センターの整備	未着手	面的整備型の検討・整備
各種がん検診の平均受診率 (①結核・肺がん②前立腺がん③子宮がん④乳がん⑤大腸がん⑥胃がん検診)	28.1%	50%以上
特定健診の受診率	56.5%	65%以上

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	かわさきこども園機械・電気設備整備事業	町	
		かわさきこども園外壁、屋根及び床改修事業	町	
		かわさきこども園改修整備事業	町	
	(7)市町村保健センター及びこども家庭センター	健康福祉センター電気設備事業	町	
		健康福祉センター床暖房設備等自動制御設備事業	町	
		健康福祉センター空調設備更新事業	町	
		健康福祉センター冷温水発生機設備事業	町	
		健康福祉センター源泉槽設備事業	町	
		健康福祉センター自動火災報知設備事業	町	
		健康福祉センター屋根防水シート更新事業	町	
		健康福祉センター温水ボイラー更新事業	町	

	健康福祉センター給湯循環ポンプ更新事業	町	
	健康福祉センターヒートポンプ更新事業	町	
	健康福祉センター自動制御整備更新事業	町	
	健康福祉センター全熱交換器更新事業	町	
	健康福祉センター排風機更新事業	町	
	健康福祉センター駐車場アスファルト補修事業	町	
	健康福祉センター改修整備事業	町	
	児童教室改修整備事業	町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業	母子保健事業	町	
児童福祉	妊婦等包括相談支援事業	町	
母子保健	妊婦のための支援給付事業	町	
障害児	妊娠期からの歯科保健事業	町	
(子ども家庭センター機能含)	妊娠期からの食育推進事業	町	
	電子母子手帳事業	町	
	乳幼児健診(4.5歳, 1歳半, 2歳半, 3歳半, 5歳)	町	
	産婦・乳児訪問事業	町	
	産後ケア事業	町	
	離乳食ホットライン事業	町	
	1歳お誕生訪問事業	町	
	発達サポート事業(個別継続支援)	町	
	親子の気づき教室事業	町	
	障害をもつ子どもの障害福祉サービス事業	町	
	子ども医療費助成事業	町	
	母子父子家庭支援事業	町	
	誕生祝い金支給事業	町	
	乳幼児応援助成券事業	町	
	在宅子育て支援給付金支給事業	町	
	妊産婦出産・健康診査等交通費助成事業	町	
	不妊検査費助成事業	町	
	不妊治療費助成事業	町	

	子育て短期支援事業	町	
	妊産婦健診費用助成事業	町	
	新生児聴覚検査費用助成事業	町	
	要保護児童対策事業	町	
	子育て支援センター運営事業	町	
	かわさきこども園運営事業	町	
	児童教室運営事業	町	
高齢者・障害者 福祉	社会福祉協議会運営支援事業	町	
	地域活動支援センター「仲間の家」管理運営事業	町	
	老人クラブ助成事業	町	
	高齢者等移送用タクシー利用券助成事業	町	
	敬老会支援事業	町	
	シルバー人材センター運営支援事業	町	
	高齢者紙おむつ支給事業	町	
	緊急通報システム設置事業	町	
	会食サービス事業	町	
	移送サービス事業	町	
	配食サービス事業	町	
	敬老祝い金支給事業	町	
	人工透析患者交通費助成事業	町	
	在宅医療・介護連携推進事業	町	
健康づくり	生活習慣病発症予防・重症化予防事業	町	
	こころの相談・自殺予防対策事業	町	
	食育推進事業	町	
	各種がん検診事業（肺、大腸、前立腺、胃、乳、子宮）	町	
	介護予防事業	町	
	予防接種事業（感染症予防）	町	
	歯科保健事業（フッ化物洗口等）	町	
	特定健診・保健指導	医療保険 者・町	
	国保人間ドック	医療保険 者・町	

	二次検診事業	町	
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的 実施事業	後期広域 からの委 託事業	
	アピアランス支援事業（ウィックや補正具）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画、第4章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、第1節公共建築物、4. 保健福祉系施設に記載のとおり、健康福祉センターは、安全配慮やバリアフリー対応の機能の維持はもちろん、公園も含めた巨大施設を維持管理する必要があり、また、天然温泉の源泉を含めた温泉施設を有していることから、効率的な維持管理方法を検討し、利用性の向上とコスト縮減を図ります。また、かわさきこども園は、施設や設備の定期点検と更新を計画的に実施し、安全性の確保を重視しながら長寿命化を図っていきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内の医療施設は、一般病院1箇所、精神病院1箇所、診療所1箇所、歯科診療所2箇所の医療機関と老人保健施設が設置され、地域医療に大きな貢献を果たしています。

当町の医療環境は高齢化の進行や疾病構造の変化、制度改正などに伴って大きく変動し、加えて救急・休日・夜間医療への対応といった町民ニーズも多様化、高度化しています。

今後も国民健康保険川崎病院を核としながら、町内外の医療機関や高齢者福祉施設等との連携を強化し、地域で安心な医療が受けられるよう一層の充実に努めていく必要があります。

(2) その対策

- ・生活習慣病の予防から、診療、介護まで切れ目のないサービスを受けることができるよう、保健・医療・福祉分野の連携機能の強化を図ります。

目標指標	基準値（令和6年度末）	目標値（令和12年度末）
病床利用率（川崎病院）	79.6%	86.0%

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	国民健康保険川崎病院機械設備事業	町	
		国民健康保険川崎病院空調設備事業	町	
		国民健康保険川崎病院給水設備事業	町	
		国民健康保険川崎病院中規模改修事業	町	
	(3) 過疎地域持 続的発展特別事 業 その他	夜間・休日救急医療体制整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画、第4章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、第1節公共建築物、4. 保健福祉系施設に記載のとおり、健康福祉センターは、安全配慮やバリアフリー対応の機能の維持はもちろん、公園も含めた巨大施設を維持管理する必要があり、また、天然温泉の源泉を含めた温泉施設を有していることから、効率的な維持管理方法を検討し、利用性の向上とコスト縮減を図ります。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①子供たちの状況

少子化の波は当町にも着実に押し寄せており、2010 年の児童生徒数は 766 人でしたが、2025 年には 424 人となり、4割を超える減少となっています。少ない人数の状況にあっても児童生徒同士が自他のよさに気付き、互いを認め合いながら切磋琢磨し、豊かな心と体を育むことが出来る教育活動を展開していく必要があります。

また、当町では令和 6 年度から「学びの支援教室」や「LD 通級教室」を設置し配慮が必要な児童生徒の支援を行っております。障害の重度化や重複化、多様化だけではなく、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD)、高機能自閉症など通常の学級に在籍する児童生徒への対応が求められています。そこで、適切に特性を見極めて情報を共有し、関係機関とのさらなる連携を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の在り方を検討し、支援体制を強化していくことが一層必要となっています。

②家庭・地域の教育環境

地域全体で子供が育てられる中で、子供たちは生きるうえでの多くの大切なことをごく自然に身に付けてきました。地域社会は、学校教育や家庭教育とともに社会性や基本的な社会のルール、豊かな感性を育てる大きな力をもっています。しかし、人口減少化や少子高齢化、核家族化、共働き世帯の増加等に起因する家庭の教育力の低下や地域のつながりの希薄化により、学校への協力や支援に対する意識の低下が懸念されます。そこで、学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもたちを見守り育てる仕組みの再構築が必要となっています。

③生涯スポーツの振興

少子高齢化社会の到来や子供の体力低下、スポーツ離れ、健康問題等の関心から、様々なスポーツ活動に対する役割や重要性が見直され、町民の意識や関心が高まっています。

当町では、町民の健康増進とスポーツを通じた連帯感の醸成や地域づくりの活性化を促進するため、幼児から大人まで幅広い年齢層を対象に、各種教室や大会を実施し、「町民ひとり 1 スポーツ」の理念に基づき、生涯スポーツの振興充実を今後も図っていく必要があります。

(2) その対策

①子供たちの状況

- ・こども園・幼稚園・小学校・中学校と関係機関が連携しながら、幼児期から特性の把握に努め、家庭の理解を得る取り組みを積み重ねながら、将来的な姿も見据え、個に応じた適切な教育、支援を行い、確かな学力を身に付けさせ、将来の川崎町を支える人材を育成します。
- ・教員補助員を各校に配置し、配慮を要する児童生徒の学びや学級生活の支援を行うことで、きめこまやかな教育に努めます。
- ・いじめや不登校など悩みや不安を抱える児童生徒については、スクールカウンセラー等の専門家を交え、学校・家庭・関係機関が情報を共有し、きめ細かな支援に努めます。

- ・令和元年7月に開設した「かわさき子どもの心のケアハウス」は、社会との関わりを育む居場所の一つとして活用の推進を図ります。

②家庭・地域の教育環境

- ・学校・家庭・地域の連携に行政も積極的に関与し、地域ボランティアによる学校への支援を「かわさきっ子応援団（学校支援ボランティア）事業」の取組により、体系的・組織的にまとめ、連携の強化を図ります。

- ・学校と連携しながら地域の人材や専門家を活用した様々な教育活動を取り入れ、人との出会いや体験的な活動、先進的な知識や技能の一端に触れる学びなどを通して、自己の持ち味や個性を理解し、他との協調性を大切にしながらたくましく生き抜く力の素地育成を支援します。

- ・園・学校及び関係機関が連携して防災教育を推進し、各学校においては安全マップの点検や見直しを隨時行い、子どもや保護者、地域住民の安全意識を高めるとともに、地域ボランティアによる登下校時の見守りなど、児童生徒の安全の確保に努めます。

③生涯スポーツの振興

- ・「町民ひとり1スポーツ」を基本に、自分に適した様々なスポーツがいつでも気軽に楽しめるよう、各種教室・大会、体育協会加盟団体、スポーツ少年団活動に参画しやすい環境づくりを進め、スポーツ人口の拡大を図ります。

- ・高齢者を対象に、転倒予防のための運動を基本とした「リハビリテーション」スポーツも今後推進していきます。

- ・スポーツを通じて健康増進と親睦融和を図り、全町的なイベントにおけるボランティア活動の活性化により、地域力の向上を目指していきます。

- ・当町の自然環境を活用し、「川崎レイクサイドマラソン」、「水のスポーツ」としてカヌーやSUP（スタンドアップパドルボード）体験、「山のスポーツ」として登山やトレッキングスキーを振興します。また、各種スポーツイベントを開催するとともに、故郷の魅力を再発見するきっかけと参加者相互の親睦を深め、「人」とのつながりを強化していきます。

- ・学校教育においては、地元の河川を活用した「水辺の安全教室」や学区のシンボルとなっている「ししなご山」の登山を実施し、地域の特性を生かした活動で水や山のスポーツを体験させる。

目標指標	基準値（令和6年度末）	目標値（令和12年度末）
「学校生活の中で、自分や友達のよさを感じることができた」と思う児童・生徒の割合	70%	75%

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	川崎小学校本校舎電気設備更新事業	町	
		川崎小学校西校舎外壁改修事業	町	
		川崎小学校西校舎電気設備事業	町	
		川崎小学校空調設備整備事業	町	
		川崎小学校校舎改築整備事業	町	
		川崎第二小学校校舎外壁等改修事業	町	
		川崎第二小学校校舎開口部改修事業	町	
		川崎第二小学校校舎電気設備更新事業	町	
		富岡小学校屋根改修事業	町	
		川崎中学校校舎給水設備事業	町	
		川崎中学校校舎電気設備更新事業	町	
		川崎中学校空調設備整備事業	町	
		富岡中学校校舎電気設備更新事業	町	
		富岡中学校消防用設備整備事業	町	
屋内運動場	川崎小学校屋内運動場機械設備事業 川崎小学校屋内運動場電気設備更新事 業 川崎中学校屋内運動場内部仕上げ、機械 設備事業 川崎中学校武道場屋根改修事業 富岡中学校屋内運動場電気設備更新事 業 屋内運動場施設改修整備事業	川崎小学校屋内運動場機械設備事業	町	
		川崎小学校屋内運動場電気設備更新事 業	町	
		川崎中学校屋内運動場内部仕上げ、機械 設備事業	町	
		川崎中学校武道場屋根改修事業	町	
		富岡中学校屋内運動場電気設備更新事 業	町	
		屋内運動場施設改修整備事業	町	
学校給食共同調理場	川崎町学校給食共同調理場設備更新事 業 川崎町学校給食共同調理場施設改修整 備事業	川崎町学校給食共同調理場設備更新事 業	町	
		川崎町学校給食共同調理場施設改修整 備事業	町	
川崎町B&G海洋 センター	川崎町 B&G 海洋センター改修整備事業 川崎町総合運動場 LED 改修工事事業 川崎町 B&G 海洋センター改修整備事業	川崎町 B&G 海洋センター改修整備事業	町	
		川崎町総合運動場 LED 改修工事事業	町	
		川崎町 B&G 海洋センター改修整備事業	町	

(3)集会施設、体育施設等 公民館	川崎町公民館ボイラーエquipment事業	町	
	笛谷分館体育館屋根改修事業	町	
	大針分館外壁塗装事業	町	
	川崎町公民館改修整備事業	町	
	各分館改修整備事業	町	
集会施設	川崎町山村開発センター改修整備事業	町	
	各地区集落改善センター改修整備事業	町	
	各コミュニティセンター改修整備事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	教員補助員等配置事業	町	
	要配慮家庭に対する就学支援事業	町	
	教育における地域人材等活用推進事業	町	
	子どもの心のケアハウス事業	町	
	教育環境ICT化事業	町	
	就学支援事業	町	
	スクールバス運行事業	町	
生涯学習・スポーツ	外国語指導助手配置事業	町	
	川崎町体育施設管理運営事業	町	
	川崎レイクサイドマラソン事業	町	
その他	学校給食共同調理場運営事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画、第4章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、第1節公共建築物、1. 学校教育施設に記載のとおり、個別施設計画にあたる「川崎町学校施設長寿命化計画」に基づく、長寿命化事業により施設の延命を図るとともに、児童・生徒数の状況を踏まえ、施設の在り方について、検討を行います。また、3. 社会教育系施設に記載のとおり、定期的な検査と更新を計画的に実施し、施設の長寿命化を図っていくとともに、設置状況や利用状況を勘案しつつ、効率的な施設の維持管理方法を検討していきます。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

当町には、都市部から移り住んできた芸術家が多く在住していることから、芸術家と町民の交流を促進するとともに、川崎町らしい文化活動を推進し、より多くの町民による地域に根差した個性的で多様な文化活動の展開を促していくことが望まれています。川崎町文化協会は設立から30周年を迎え、町内地域の伝統と文化活動を支える団体として定着していますが、近年は会員数の減少や高齢化が進んでいます。

このような状況を改善するため、本砂金鹿躍り、川崎神明神楽、宮城蔵王支倉豊年踊り、小野田植踊りを町指定無形民俗文化財に認定し、その活動を支援するとともに、各保存団体における地域文化の継承を行っています。

また、当町には縄文時代の埋蔵文化財をはじめ、歴史街道の笹谷街道等、有形・無形の文化的遺産が数多くあります。これらの文化財の一部は、保存・継承を図る一方、小冊子による記録保存をしていますが、都市化の進展とともに忘れられ、また失われるものも多く、保護対策の一層の充実強化が必要となっています。

青根温泉「不忘閣7棟」に加え、平成29年に「岡崎旅館2棟」が国登録有形文化財（建造物）となりました。「不忘閣」保管の古文書についても、大学等と共同で調査をしており、平成27年度に郷土史年表、平成29年度に文化財報告書第12集「古文書」、**令和5年度に川崎町の文化財第13集「城館」、令和6年度川崎町文化財調査報告書第14集「下田遺跡ほか」**を発刊しています。

近年の山城（中世城郭）ブームにより、雄大な遺構が今なお残る山城跡として、遠方から見学者が訪れるなど注目を集めています。地域の重要な財産資源として、地区住民と一体となつた整備が進められています。

(2) その対策

- ・当町の各地域に点在している文化芸術との交流機会を設定しながら、相乗的な文化活動の継承と発展を、川崎町文化協会を中心に図っていきます。
- ・時代の進展とともに、変わるべき流行と変えてはならない不易の文化・事業を継承していきます。
- ・地域文化を学校教育の中などに取り込み、小さいころから地域の良さや地域文化に接する機会を設けます。
- ・文化財や民俗資料の調査、保護、活用を進め、郷土の歴史文化の継承を図ります。
- ・歴史的遺構が残る城址跡の調査研究と整備を図り、地域資源として保存し活用を図ります。

目標指標	基準値（令和6年度末）	目標値（令和12年度末）
文化団体の育成	15 団体	18 団体
指定文化財の保存	16 件	16 件 (現状維持)

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	文化財保護事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画に言及されている施設はありませんが、今後整備する際には、基本方針に定める「量」の見直し（施設総量の適正化）、「質」の見直し（施設の長寿命化）、「コスト」の見直し（維持管理費の縮減）を念頭に置き、住民への説明により合意形成を図り、事業を実施します。

11 自然環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

近年、異常気象は世界中で発生しており、日本国内においても猛暑や豪雨による自然災害の被害が甚大化するなど、気候変動の影響は顕著になってきています。また、2015年に合意されたパリ協定をはじめとし、全世界で地球温暖化を人類の緊急かつ最大の課題として、対応していかなければならないことが認識されています。

地球温暖化対策として、限られた資源を無駄にしないために公共施設はもとより各家庭や町内の各事業所での省エネルギー化を推進するとともに、化石燃料を由来としたエネルギーからの脱却を推進するため、再生可能エネルギーやバイオマスエネルギー等の新エネルギーへの転換を図り、脱炭素社会へ向けて行動します。

再生可能エネルギーの発電施設で発電した電気を、国が決めた価格で買い取ることを電力会社に義務付けた固定価格買取制度の創設以降、町内でも太陽光発電施設の建設が盛んになっています。一方で、住民への説明不足等による事業者と住民間のトラブルが全国各地で発生していることから、自治体は再生可能エネルギー発電事業が住民の生活に及ぼす影響や災害時のリスク等を事前に把握し、住民に考慮しながら適切に事業管理することが求められています。

(2) その対策

- ・エネルギーの効率的な利用につなげるため、国・県などの施策との協調を図りながら、公共施設、家庭、事業所の省エネルギー化を推進します。
- ・既存の化石燃料への依存から脱却するため、太陽光発電などの再生可能エネルギーやバイオマスエネルギー、水素エネルギーの利用を公共施設のみならず、企業や町民まで浸透させます。
- ・川崎町の環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を適切に運用し、再生可能エネルギー発電事業が川崎町の豊かな自然環境と共生した事業となることを目指します。
- ・人のみならずすべての生物にとって緊急の課題である気候変動問題に対応するため、国際的な目標を達成するべく、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指します。
- ・気候変動に対する緩和策の実施だけでなく、温暖化に備え各分野における適応策の検討を行い、影響による被害の回避や低減につなげます。

目標指標	基準値（令和6年度末）	目標値（令和12年度末）
再生可能エネルギー利用 公共施設数	3 施設	3 施設 (現状維持)

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
11 再生可能エネ ルギーの利用の 推進	(1) 再生可能エネ ルギー利用施設	役場庁舎ほか太陽光発電施設等維持補修 事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画、第4章施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、第1節公共建築物、6. 行政系施設に記載のとおり、役場庁舎は、防災拠点となることなどを踏まえ、施設や設備の定期的な点検と更新を計画的に実施し、安全性の確保を重視しながら長寿命化を図ります。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

当町の人口動態については、前述の通り、施策の展開により社会増減は回復基調ですが、自然増減は改善傾向に無く、町全体としての人口減少が続いている。これは、出生数の減少に伴うものと考えられます。

令和2年国勢調査における年齢別未婚率を見ると、男性では、20代で89.7%（全国比+12.9%）、30代で56.3%（全国比+18.6%）、40代で38.5%（全国比+11.9%）となっております。また、女性では、20代で85.0%（全国比+12.5%）、30代で37.8%（全国比+10.0%）、40代で20.9%（全国比+3.1%）となっております。

(2) その対策

- 未婚率の改善を図るため、**結婚による新生活費用**の支給や川崎町婚活会へ助成金を交付し、結婚の後押しや出会いの場の創出を行います。

目標指標	基準値（令和2年度）	目標値（令和12年）
未婚率の改善 (20~40代平均)	男性：56.2% 女性：44.3%	男性：50.0% 女性：40.0%

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		婚活支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

川崎町公共施設等総合管理計画に言及されている施設はありませんが、今後整備する際には、基本方針に定める「量」の見直し（施設総量の適正化）、「質」の見直し（施設の長寿命化）、「コスト」の見直し（維持管理費の縮減）を念頭に置き、住民への説明により合意形成を図り、事業を実施します。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住定住・起業サポートセンター「みやぎ川崎 SPRING」運営事業	町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性ではなく、将来に及ぶ事業である。
		空き家バンク事業	町	
		各種移住支援事業	町	
		お試し移住施設運営事業	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	有害鳥獣被害防止対策事業	町	く、将来に及ぶ事業である。
		農業担い手・営農法人育成事業	町	
		農村環境整備・管理事業	町	
		農業振興事業	町	
		畜産振興事業	町	
		園芸振興事業	町	
		スマート農業推進事業	町	
		低コスト稲作推進事業	町	
	企業誘致	林業振興事業	町	
		ようこそ川崎町へ企業立地応援事業	町	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	商品化促進・販路拡大事業補助金	町	受益者
		創業支援事業補助金	町	
		融資制度保証料補給金	町	
		観光プロモーション事業	町	
		観光情報サイト運用整備事業	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	川崎町交流促進施設管理運営事業	町	
		青根観光施設管理運営事業	町	
		ふるさと基金夏まつりイベント事業補助金	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	テレビ共同受信施設維持補修事業補助金	町	
		光ファイバ網保守点検事業	町	
		情報技術利用促進事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	デジタルデバイド対策事業	町	
		地域課題解決・活力創出DX推進事業	町	
		町民バス運行事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	デマンド型乗合タクシー運行事業	町	
		その他モビリティサービス事業	町	
		母子保健事業	町	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 母子保健 障害児 (子ども家庭センター機能含む)	妊婦等包括相談支援事業	町
		妊婦のための支援給付事業	町
		妊娠期からの歯科保健事業	町
		妊娠期からの食育推進事業	町
		電子母子手帳事業	町
		乳幼児健診 (4.5m, 1歳半, 2歳半, 3歳半, 5歳)	町
		産婦・乳児訪問事業	町
		産後ケア事業	町
		離乳食ホットライン事業	町
		1歳お誕生訪問事業	町
		発達サポート事業 (個別継続支援)	町
		親子の気づき教室事業	町
		障害をもつ子どもの障害福祉サービス事業	町
		子ども医療費助成事業	町
		母子父子家庭支援事業	町
		誕生祝い金支給事業	町
		乳幼児応援助成券事業	町
		在宅子育て支援給付金支給事業	町
		妊娠婦出産・健康診査等交通費助成事業	町
		不妊検査費助成事業	町
		不妊治療費助成事業	町
		子育て短期支援事業	町
		妊娠婦健診費用助成事業	町
		新生児聴覚検査費用助成事業	町
		要保護児童対策事業	町
		子育て支援センター運営事業	町
		かわさきこども園運営事業	町
		児童教室運営事業	町
	高齢者・障害者福祉	社会福祉協議会運営支援事業	町
		地域活動支援センター「仲間の家」管理運営事業	町
		老人クラブ助成事業	町
		高齢者等移送用タクシー利用券助成事業	町
		敬老会支援事業	町
		シルバー人材センター運営支援事業	町
		高齢者紙おむつ支給事業	町
		緊急通報システム設置事業	町
		会食サービス事業	町

		移送サービス事業	町
		配食サービス事業	町
		敬老祝い金支給事業	町
		人工透析患者交通費助成事業	町
		在宅医療・介護連携推進事業	町
	健康づくり	生活習慣病発症予防・重症化予防事業	町
		こころの相談・自殺予防対策事業	町
		食育推進事業	町
		各種がん検診事業（肺、大腸、前立腺、胃、乳、子宮）	町
		介護予防事業	町
		予防接種事業（感染症予防）	町
		歯科保健事業（フッ化物洗口等）	町
		特定健診・保健指導	医療保 険者・ 町
		国保人間ドック	医療保 険者・ 町
		二次検診事業	町
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	後期広 域から の委託 事業
		アピアランス支援事業（ウィックや補正具）	町
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	夜間・休日救急医療体制整備事業	町
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	教員補助員等配置事業	町
		要配慮家庭に対する就学支援事業	町
		教育における地域人材等活用推進事業	町
		子どもの心のケアハウス事業	町
		教育環境ICT化事業	町
		就学支援事業	町
		スクールバス運行事業	町
		外国語指導助手配置事業	町
	生涯学習・スポーツ	川崎町体育施設管理運営事業	町
		川崎レイクサイドマラソン事業	町
	その他	学校給食共同調理場運営事業	町

10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	文化財保護事業	町
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		婚活支援事業	町